



東播支部第44回定時総会に於て

## 地域に密着した

### 信頼ある法律専門家として

兵庫県行政書士会東播支部  
支部長 村上紀文



暑さひときわ厳しいこのごろですが、会員の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は支部会務に多大なご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

第44回東播支部定時総会を皆様方のご協力により無事終える事ができましたこと、心よりお礼申し上げます。

さて、混迷した世の中にあつて私達を取りまく環境はさらに変化が進み、行政書士業務に大きな影響を及ぼしております。その中、平成16年8月1日に施行された行政書士法により、会員の一層の資質向上を図るための研修の義務付け、行政書士事務所の法人化、行政書士又は行政書士法人が法令等に違反したときには知事に対し国民一般からの懲戒処分請求が出来ること、そしてその処分の公表の義務付け等々が改正されました。

私達の業務が地域の方々のニーズに対応すべく、さらなる資質の向上とともに、一層の業務の研鑽

に努めていくことが求められております。その為にも、支部がおこなっている土地開発分科会・建設分科会・パソコン分科会等を高度な内容でより専門的な研修を推し進め、依頼者の要望に応えることの出来る業務能力の向上を目指した分科会や支部でのより充実した定期的な無料相談所を開催していきたいと考えております。

ブラジルの有名な作家エリコ・ヴェリッシモの言葉に「幸福とは人生が空しく過ぎ去っていないとの確信を持つことだ」とあります。まことの充実と歓喜と幸運の一日また一日を颯爽と進みゆく「幸福博士」になることです。幸福とは、どこか別の世界にあるのではなく、そして財産があるから、有名だから幸福とはかぎりません。むしろそれが不幸の原因になることがあまりにも多いものです。大事なものは「心」です。「心こそ大切なれ」です。私達は真心で応え、支部会員及び依頼者との心と心のふれあいで、行政書士は地域に密着した身近な法律専門家として信頼を高め、皆様方と共に能力担保を築きながら勇躍前進していきたいと思っております。

会員の皆様のごさらなるご協力、ご鞭撻をお願い致します。

## 行政書士は、まちの身近な相談相手

# 第44回定時総会の開催

**日時** 平成16年4月24日(土)  
午後1時30分より  
**場所** 滝寺荘(滝野町)

総会には、第1号議案「平成15年度事業報告及び収支決算」、第2号議案「平成16年度事業計画及び収支予算(案)」、第3号議案「東播支部規則の改正」の3議案が附議され、それぞれ満場異議なく承認可決しました。

平成16年度の事業計画には、研修会の開催、法日の無料相談所の開設、定期的な無料相談所の開設などが盛り込まれており、また、行政書士法人に関する部分の支部規則の改正がおこなわれました。



3議案の審議の後、「法務局統廃合」についての協議がおこなわれました。法務局の統廃合は、法務局社支局に、西脇・北条・小野の各出張所が統合される計画が進められている中、支部としての取り組み方を協議しました。結果、支部として、司法書士会、土地家屋調査士会とともに統廃合に反対し、市民と協調しながら関係市町に働きかけることになりました。午後3時20分に審議事項がすべて終了し、記念撮影、そして懇親会へと移りました。



## 分科会

### ～アンケートのお知らせ～

昨年度、土地開発分科会は「市街化調整区域における特別指定区域制度について」、パソコン分科会は「エクセル(表計算)基本～応用」、建設分科会は「産業廃棄物収集運搬業許可申請(保管・積替えなし)について」を開催しました。そして、多数の会員のご参加を頂き有難うございました。

本年度も各分科会の開催を計画しています。会員の要望に添えるような研修内容を企画したいと

考えていますが、その為にも、皆様のご意見、ご希望を頂きたいと思っています。

「開業してまだ間がないので…」、「新規業務開拓のため…」、「最近、法律改正があり基準が変わったが…」、「増えてきた相談業務があるが…」等々。そんな事はありませんか?

同封されているアンケート用紙に自由にご意見、ご希望をご記入のうえ、8月16日(月)までにファックスでご返送いただけますようお願い致します。

**アンケート送付ファックス番号**  
**0790-42-8840 (上井)**

## 厚生部

### ～小旅行のご案内～

今秋の行楽シーズンに1泊2日の小旅行を企画しています。奮ってご参加ください。

**日時** 平成16年11月3日(水)～11月4日(木)  
**行き先** 岡山方面

詳細は後日、連絡致します。



## 研修部

東播支部では、各分科会で研修を行っています。分科会以外の分野での研修も別に考えています。

先の役員会では、話題の「年金」をテーマにした研修との意見があり、その方向で動こうとしています。開催時期は11月～12月頃を予定しています。

多種多様にわたる行政書士の日常業務で悪戦苦闘することも少なくありません。東播支部会員98名それぞれの会員に得意分野や、不得意分野があり、会員どうし気軽に尋ねあえるそんな機会をつくる場として研修会を考えています。

# 国民年金の話

この頃、年金という言葉をよく耳にします。そこで、気になるのは自分自身の年金です。どんなときに受給できるのか？いくら貰えるのか？そんな不安はありませんか？

**老齢基礎年金(大正15年4月2日以降に生まれた人)を受給するためには次の条件を満たさなければなりません。**

1. 65歳に達していること

原則は65歳から支給開始ですが、繰上げ支給・繰下げ支給の制度があり、60歳から受給することも、70歳になってから受給することも出来ます。この場合、65歳でもらえる年金額を基準にして支給率(表①)をかけた金額が年金額になり、この支給率は一生変わりません。

それと繰上げ支給をすると障害基礎年金の受給権が発生せず、また、寡婦年金の受給権が消滅するので注意する必要があります。

表① 支給率

支給年齢	昭和16年4月1日以前に生まれた人	昭和16年4月2日以降に生まれた人(注)
60歳	58.0%	70.0%
61歳	65.0%	76.0%
62歳	72.0%	82.0%
63歳	80.0%	88.0%
64歳	89.0%	94.0%
65歳	100.0%	100.0%
66歳	112.0%	108.4%
67歳	126.0%	116.8%
68歳	143.0%	125.2%
69歳	164.0%	133.6%
70歳	188.0%	142.0%

(注) 昭和16年4月2日以降に生まれた人は、繰上げ支給の請求が1ヶ月遅れるごとに0.5%ずつ、繰下げ支給は0.7%ずつ支給率がよくなります。

2. 受給資格期間が原則25年以上あること

受給資格期間は ①国民年金保険料を納めた期間、②国民年金保険料全額免除期間、③国民年金保険料半額免除期間のうち半額の保険料を納めた期間、④国民年金保険料の学生納付特例期間、⑤第3号被保険者期間(厚生年金や共済年金に加入している人の配偶者)、⑥他の公的年金(厚生年金・共済年金)に加入した期間、⑦合算対象期間(ア 公的年金の被保険者期間のうち、20歳前と60歳以降の期間、イ 任意加入してきた人が任意加入しなかった期間(例 昭和36年4月から昭和61年3月までの間でのサラリーマンの妻など)、ウ 改正前の国民年金法の規定により、国民年金を任意脱退した期間(これ以外にもあります))を言います。

①から⑦の期間を合わせて25年以上あれば受給資格期間を満たしていることになります。

(特例)

- 昭和31年4月1日以前に生まれた人で、厚生年金、共済年金の被保険者期間が20～24年ある場合
- 昭和26年4月1日以前に生まれた人で、40歳(女性は35歳)以後厚生年金の被保険者期間が15～19年ある場合
- 昭和5年4月1日以前に生まれた人で、21～24年の加入期間がある場合には生年月日により、それぞれの該当する年数を満たしていれば、25年の期間がなくても、受給資格期間を満たすことになります。

**支給される老齢基礎年金の額(平成16年度額)**

20歳から60歳までの40年、全て保険料を納付した場合、満額の**794,500円**です。

$$(計算式) \quad 794,500円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{保険料全額免除期間} \times 1/3 + \text{保険料半額免除期間} \times 2/3}{\text{加入可能月数(昭和16年4月2日以降に生まれた人は480月(40年} \times 12\text{ヶ月))}}$$

老齢基礎年金以外にも障害基礎年金や遺族基礎年金の給付制度があります。

年金額は物価スライドにより、変額されます。

**『国民年金の独自制度(抜粋)』**

**寡婦年金**…国民年金第1号被保険者(自営業者や学生等)として保険料納付済期間と免除期間を合わせて25年以上ある夫が死亡した時、10年以上の婚姻関係(事実婚を含む)のあった妻が60歳から65歳までの間に支給される年金です。ただし、死亡した夫が障害基礎年金の受給権者であったり、老齢基礎年金を貰っていた場合は支給されません。年金額は夫の老齢基礎年金の3/4です。

**死亡一時金**…3年以上国民年金保険料を納めた人が、年金を受けないでなくなった場合支給されます。ただし、遺族基礎年金が支給されない場合に限り、支給額は保険料を納めた期間により12万円から32万円です。

**保険料免除制度**…前年所得が一定基準以下で保険料の納付が困難な場合、市町村役場に申請し、社会保険事務所の審査で承認されると、保険料の半額または全額が免除になります。

**学生納付特例制度**…学生本人の前年所得が一定基準以下の場合、市町村役場に申請し、社会保険事務所での審査で承認されると、保険料の納付が猶予され、承認されてから10年以内であればその保険料を納めることが出来ます。

**任意加入**…年金の加入年数不足で年金の受給資格がない人や満額の老齢基礎年金が貰えない人は、60歳から65歳になるまでの間、国民年金に加入することが出来ます。それに65歳になっても年金の受給資格がない人(ただし、昭和30年4月1日以前に生まれた人)は70歳になるまで加入できます。

**付加年金**…月々400円の付加年金保険料を納めると、老齢基礎年金に上乗せして給付が受けられます(年額200円×付加保険料納付月数)。

## 新入会員の紹介

**萩原 勇** ●入会年月/H15年12月 ●事務所/小野市浄谷町2257番地 TEL.0794-63-2058

このたび行政書士会に入会させていただくことになりました。よろしくお願ひいたします。試験合格だけの知識で、実務経験が全くなく、いろいろな研修会、勉強会などを通じて、日々研鑽中です。どの仕事に特化するか思案しています。今は、会社法務関係、特に契約書の作成等リスクマネジメントに比重をかけて勉強していきたいと考えています。

**廣野 朱美** ●入会年月/H16年3月 ●事務所/小野市東本町60番地の3 TEL.0794-62-8461

この度、行政書士として東播支部に入会させていただきました。私はこれまで司法書士としての仕事をしてまいりましたが、行政書士としては一からの勉強と、努力をかさねていくつもりです。前々から司法書士と行政書士の業務を合わせて、より世の中のお役に立つ仕事が出来たらと思っておりましたので、ほんとうにうれしいです。これまでよりも業務の範囲は多岐にわたると、責任の重さを感じている毎日です。

依頼者の方にも、「行政書士の仕事も出来る事務所で、便利でわかりやすく、助かるよ」と言ってもらえるように、頑張っていくつもりです。諸先輩の方々、御指導の程どうぞよろしくお願い致します。

**岡村 隆男** ●入会年月/H16年3月 ●事務所/西脇市野中町362番地の1 TEL.0795-22-3869

**岩本 秀樹** ●入会年月/H16年6月 ●事務所/小野市神明町417番地の73 TEL.0794-62-2902

**吉田 猛尚** ●入会年月/H16年6月 ●事務所/加東郡社町貝原78番地 TEL.0795-42-0781

**峯山 幸八** ●入会年月/H16年6月 ●事務所/小野市住吉町799番地 TEL.0794-67-0253

## 平成16年度行政書士試験

### 試験案内及び受験願書の配布期間

郵送配布 平成16年8月2日(月)～25日(水) 【必着】

宛先: 〒100-8879 東京中央郵便局留「(財)行政書士試験研究センター」

窓口配布 平成16年8月2日(月)～31日(火)

配布場所: 各都道府県庁、各都道府県行政書士会他

### 受験願書受付期間

平成16年8月4日(水)～31日(火)

### 試験日

平成16年10月24日(日)

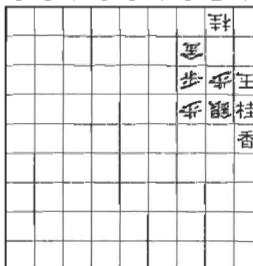
### 合格発表

平成17年1月13日(木)

## ちょっとひと休み

前回に引続き、詰め将棋を掲載しました。今回も賞品を用意しておりますので、解答をご記入のうえ、発行者までご応募ください。

9 8 7 6 5 4 3 2 1



持駒 角角金

### ●第1問

(7手詰め)  
1. 九の香と3. 三の歩を、取られないようにするには、どうすればよいか。どうぞ

9 8 7 6 5 4 3 2 1



持駒 角角金

### ●第2問

(9手詰め)  
手順後は詰まない。3手目の鬼手が見えるかどうか。力半。

### ■ 前回の解答

第1問の解答 ▲3二銀 △同 飛 ▲1二七 △同 玉 ▲2一銀まで。

第2問の解答 ▲3三金 △同 桂 ▲2一角 △同 飛 ▲4二金まで。

第3問の解答 ▲2二銀 △1二玉 ▲2一角 △2三玉 ▲1三銀成 △同 玉 ▲1二飛成まで。

第4問の解答 ▲1三銀 △同 香 ▲2一角成 △同 玉 ▲1二銀 △2二玉 ▲3四桂まで。

### ■ 賞品当選者

厳正な抽選のうえ塚本さんが当選されました。

### 東播支部会員動向 (H16.8.1現在)

会員数/98名

西脇市/20名 多可郡/9名 加西市/30名

加東郡/18名 小野市/21名

### 編集後記

● 青少年犯罪、三菱、年金、イラク問題等々が世間を騒がせています。来年の今頃、何が話題を集めているのでしょうか？  
● そんな想像をすると…。(ふう)

## ぎょうせい はりま No.53

発行日/平成16年8月1日

発行人/村上紀文

発行者/兵庫県行政書士会 東播支部

〒679-0314

多可郡黒田庄町福地110

村上紀文事務所内

TEL(0795)28-4724 FAX(0795)28-4748